

# 労働保険に加入されていない事業主の皆様へ

～ 労働者を一人でも雇用されている場合は労働保険への加入の必要があります！ ～

京都労働局総務部労働保険徴収課

## 労働保険とは

労働保険とは、「労災保険」と「雇用保険」の2つを合わせたものをいい、労働者を一人でも雇用する事業主は、原則としてすべてこの労働保険に加入し、労働保険料を納めなければなりません（農林水産業の一部は暫定的に任意適用とされています）。

## 加入を怠っていた場合（平成17年11月1日から対策が強化されます。）

事業主が故意又は重大な過失により、労働保険関係成立届（労働保険への加入届）を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合は、

- ① 事業主から遡って労働保険料を徴収するとともに、
- ② 以下により、労災保険給付額の40%～100%を事業主から徴収することになります（平成17年11月1日以降）。

労働保険の成立手続きについて行政機関から指導等を受けていた場合



事業主が故意に手続きを行わないものと認定し、労災保険給付額の100%を徴収

上記以外で、労働保険の適用事業となってから（労働者を雇用してから）1年を経過していた場合



事業主が重大な過失により手続きを行わないものと認定し、労災保険給付額の40%を徴収

## 未加入事業主に対する加入勧奨、職権による成立手続きの実施等について

京都労働局では、これまで、労働保険への加入義務があるにもかかわらず、加入していない事業主の皆さんに加入促進の取組を行ってきたところですが、平成16年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」において「職権の積極的行使等による労働保険の未手続事業（未加入事業所）一掃」が盛り込まれたことなどを踏まえ、これまで以上に厳格な対応を行うこととしております。

今後、労働保険に未加入の事業所に対し、労働局、労働基準監督署又は公共職業安定所の職員や、国が加入勧奨を委託している京都府労働保険事務組合連合会の「労働保険加入勧奨推進員」が訪問等により、加入勧奨・手続指導に当たることとしておりますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、再三にわたって加入勧奨・手続指導を行ったにもかかわらず、自主的に成立手続（加入手続）を行わない事業主に対しては、最終的な手段として、職権による成立手続及び労働保険料の認定決定を行うことを予定としておりますのでご留意いただきますようお願い申し上げます。

労働者を一人でも雇用している事業主の皆さんは早期に労働保険関係成立届（様式は、労働局・各労働基準監督署・公共職業安定所で入手できます。）を最寄りの労働基準監督署に提出してください！

このリーフレットの内容、労働保険の加入手続等について、ご質問、ご不明な点等があれば京都労働局総務部労働保険徴収課（075-241-3213）又は最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所（裏面参照）にお問い合わせください。